○岐阜県公安委員会告示第十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

岐阜県公安委員会委員長　林　　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○愛知県公安委員会告示第二十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○三重県公安委員会告示第二十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○京都府公安委員会告示第百三十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第百八十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○岡山県公安委員会告示第百十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○宮崎県公安委員会告示第八十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

宮崎県公安委員会委員長　松山　　昭

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで